

福島第一原子力発電所 6号機の安全確保に係る取組状況について

平成20年2月4日

東京電力(株)福島第一原子力発電所 6号機（以下「当該機」という。）は、平成19年10月1日から平成20年1月下旬までの予定で原子炉を停止し、第20回定期検査（定期事業者検査）を実施している。この間、県は、事業者から、安全確保協定に基づく通報連絡等により、適宜、報告を受け、立地町とともに当該機の安全確保に関する取組状況を確認してきた。その結果は、以下のとおりである。

当該機においては、原子炉再循環系配管について継手部の超音波探傷検査を行い、タービン系配管等について長期計画に基づく配管肉厚測定を実施するとともに、福島第二原子力発電所 4号機サンプリングノズルの折損を踏まえ、温度計ウェル 3 か所の損傷防止措置を実施するなど、トラブル再発防止の取組みが進められ、不適合情報の公開等、情報公開への努力も積み重ねてきている。

一方、今定期事業者検査期間中に実施した非常用炉心冷却系ストレーナ取替工事において、設計時の圧力損失の検討が不十分であることが判明し、同ストレーナの機能の再評価を実施している。設備更新に伴う設計管理については、新旧機器のインターフェイスの問題を含めて、かねてからその充実・強化が求められているところであり、今回の事態を踏まえ、設計時の検証や妥当性の確認等を十分に実施するなど、より一層慎重かつ確実な取組みが求められる。

なお、福島第一原子力発電所では、平成19年度上半期の人身災害状況を踏まえ、安全総決起集会の開催（平成19年10月15日）や定期検査における安全確保を目的としたホールドポイントの設定（平成19年11月8日）など、

人身災害発生防止に取り組んでいるが、その後も、当該機の点検作業等に関連し、人身災害が発生しており、人身災害発生防止に一層努める必要がある。

また、当該機においては、直近においても、ヒューマンエラーに起因すると考えられる運転制限の逸脱や原子炉建屋内の発煙などの不適合が発生しているが、今後、起動試験の各段階の確認作業等を慎重に進めていくとともに、引き続き、一層の安全性と信頼性の向上の観点に立った点検、補修等、安全・安心対策を一つひとつ着実に、かつ継続的に実施し、信頼回復に向けた努力を積み重ね、その実績を結果として示していくことが求められる。

また、事業者においては、平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の事態から、「自衛消防体制の強化」及び「迅速かつ厳格な事故報告体制の構築」などの取組みを進めてきているが、地震発生に伴い発生した不適合や運営管理に係る評価結果等を踏まえ、早急に水平展開の要否の検討を行い、着手できるところから速やかに対策を講じていくことが必要である。

さらに、海域、陸域等の追加の地質調査を含め、耐震安全性の再評価については、最新の知見を適切に反映し、早急を実施するとともに、情報公開の徹底を進めながら、予断を持たずに取り組み、原子力発電所の総合的な耐震安全性確保対策の一層の強化を図ることが強く求められる。

県としては、今後とも立地自治体としての立場で、立地地域はもとより、県民の安全・安心の確保を基本に、適切に対応していくこととする。